

北上市告示乙第20号

市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する告示（平成20年北上市告示乙第42-8号）の全部を次のように改正する。

令和5年3月14日

北上市長 高橋敏彦

市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する告示

（副市長に対する委任）

第1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、市長の権限に属する事務の一部のうち、民法（明治29年法律第89号）第108条による双方代理禁止規定に抵触する契約行為に関する事務を副市長に委任する。

（副市長の代理）

第2 副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、第1中「副市長」とあるのは「企画部長」と読み替えるものとする。